⑾　街区番号　112街区
所在　柏市大室三丁目３－５
地目　畑
地積　762.29㎡
権利価額　62,605,374円
清算金　交付　43,384円

⑿　街区番号　110街区
所在　柏市大室三丁目１－15
地目　宅地
地積　202.55㎡
権利価額　17,398,666円
街区番号　111街区
所在　柏市大室三丁目２－10
地目　宅地
地積　118.03㎡
権利価額　10,295,986円
清算金　交付　24,128円

⒀　街区番号　111街区
所在　柏市大室三丁目２－11
地目　宅地
地積　38.19㎡
権利価額　3,331,404円
街区番号　112街区
所在　柏市大室三丁目３－２
地目　宅地
地積　261.36㎡
権利価額　22,040,986円
清算金　交付　30,566円

⒁　街区番号　112街区
所在　柏市大室三丁目３－１
地目　宅地
地積　732.47㎡
権利価額　63,342,554円
清算金　交付　23,780円

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第388号

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の全部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成29年５月８日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成29年３月31日登録全部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録の事業に係る計量器の校正等の事業の範囲
0163	一般財団法人日本繊維製品品質技術センター 東京都中央区日本橋富沢町７番19号	一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　校正事業センター 東京都中央区日本橋富沢町７番19号	温度	全部失効

日本たばこ産業共済組合定款の一部変更について

日本たばこ産業共済組合定款（平成９年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成29年３月31日　　日本たばこ産業共済組合
代表者　小泉　光臣

目次中「第１章　総則（第１条～第６条）」を「第１章　総則（第１条～第７条）」に、「第２章　給付（第７条）」を「第２章　給付（第８条）」に、「第３章　審査の請求（第８条）」を「第３章　審査の請求（第９条）」に、「第４章　財務（第９条・第10条）」を「第４章　財務（第10条・第11条）」に、「第５章　監査（第11条・第12条）」を「第５章　監査（第12条・第13条）」に改める。

第３条中「東京都港区虎ノ門二丁目２番１号日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）本社」を「東京都港区東新橋二丁目14番１号株式会社ＪＴビジネスコム」に改める。

第３条の次に次の一条を加える。

（代表者）

第４条　代表者は、日本たばこ産業株式会社が当該会社を代表する者として財務大臣に届け出た者をもってこれに充てる。

第４条を第５条に改め、条中「会社の取締役の職にある者のうちから、代表者（会社が当該会社を代表する者として財務大臣に届け出た者をいう。以下同じ。）が指名したもの」を「株式会社ＪＴビジネスコムの取締役の職にある者のうちから、代表者が指名した者」と改める。

第５条を第６条に改め、第３項中「本部長の権限」を「本部長の権限の委任」に改める。

第６条を第７条に、第７条を第８条に、第８条を第９条に、第９条を第10条に、第10条を第11条に、第11条を第12条に、第12条を第13条に改める。

附　則

この変更は、平成29年４月１日から施行する。

第43回下水道技術検定実施公告

日本下水道事業団公告第１号

日本下水道事業団法施行令（昭和47年政令第286号）第４条第３項の規定に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を次のとおり実施するので公告する。

平成29年５月８日

日本下水道事業団理事長　辻原　俊博

１　検定の区分

技術検定は、次の表の検定区分に従い、同表の検定技術を対象として行う。

検定区分	検定技術
第１種技術検定	計画設計（下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項の事業計画及び第25条の11第１項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。）を行うために必要とされる技術
第２種技術検定	実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）及び下水道の設置又は改築の工事の監督管理を行うために必要とされる技術
第３種技術検定	下水道の維持管理を行うために必要とされる技術

２　試験科目及び試験の方法

技術検定は、学科試験により行う。学科試験は、次の表の検定区分に従い、同表の試験科目について、それぞれの試験の方法により行う。

検定区分	試験科目	試験の方法
第１種技術検定	下水道計画、下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式及び記述式
第２種技術検定	下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式
第３種技術検定	下水処理、工場排水、運転管理、安全管理及び法規	多肢選択式